

大阪府指定出資法人評価等審議会（第8回）

- と き 令和5年8月21日（月曜日）13：00～15：15
- と ころ Web 開催
- 出席者 新生 雅則（F&Link 株式会社 公認会計士）
上野山 達哉（大阪公立大学大学院経営学研究科・商学部 教授）
小沢 貴史（大阪公立大学大学院経営学研究科 グローバルビジネス専攻 准教授）
村井 恵美（恵み法律事務所 弁護士）
山口 朋子（株式会社コングレ 監査役）
山田 美智子（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員）
- 議 事 1. 令和4年度の経営評価結果について
（1）大阪府住宅供給公社
（2）（公財）大阪府都市整備推進センター
（3）（公財）大阪府保健医療財団
2. 令和4年度の経営評価の委員意見について
3. 経営評価制度の課題について

（1）大阪府住宅供給公社

事務局から、令和4年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

- 委員：特別損失として減損損失が每期計上されているが、これは規定に基づいた処理を行った結果、たまたま每期減損損失が計上されたという理解でよいか。
- 部 局：その通り。
- 委員：その他流動資産が建替事業に伴う活用地の売却により 17 億円減となっている。この売却により利益はいくら計上されたのか。
- 法 人：11.3 億円。
- 委員：成果測定指標「経常利益」の令和 4 年度実績値が 21.8 億円のため、その半分は当該売却益ということになる。令和 4 年度目標の 5.5 億円に、この活用地の売却益は見込みとして含まれていたのか。
- 法 人：含んでいる。詳細な金額は後日調べて回答する。
- 委員：想定よりも実績が上振れしすぎているのではないか。
- 法 人：売却は入札を行っており、原価は土地の鑑定結果や公示価格に基づいている。1 箇所だけではなく複数箇所を、また数千平米という宅地を売却するため、まとまった土地が欲しいという業者がいた場合には、売却益も億単位で上がることがある。
- 委員：逆に市場要因によって利益の下振れを起こし、通常の経営的な努力、従業員の皆さんの努力が相殺されてしまって、努力が評価されないというケースもあり得ると思うが。
- 法 人：利益の下振れを起こす可能性はあるが、中期経営計画を定めた際に、下振れを起こした時も経営改善等により目標達成をめざすと整理している。

（2）（公財）大阪府都市整備推進センター

事務局から、令和4年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

- 委員：旧大阪府まちづくり推進機構からの出捐金が減少しているが、どのような理由からか。

部 局：密集市街地の解消に向けた事業を進めるにあたって、基本財産を取り崩している関係で減少している。

委 員：返金してないのに出捐額が減るとするのは、一般的に行われている、行えることなのか。

事務局：大阪府の規定の中で、財団法人における府の出資割合の算出方法を定めており、「特例財団法人であったときの最後の決算における基本財産」に「公益財団法人又は一般財団法人に対する新たな出資総額」を加え、「特例財団法人であったときの最後の決算における基本財産」が減少したと認められる場合は、当該減少額を控除して出資割合を算出することとなっている。今回の基本財産の取崩しは「特例財団法人であったときの最後の決算における基本財産」が減少したと認められるため、出捐額が減少する結果となっている。

委 員：老朽建築物除却への支援件数は 60 件で目標達成しているが、「3. 主要事業の概要」の事業計画および事業実績を確認すると、成果測定指標以外の計画では達成状況が悪いにもかかわらず、令和5年度計画では令和4年度と同じ計画値が設定されている。

部 局：計画に見合っていない実績となっているところは、今年度目標達成できるように事業を進めていきたい。

委 員：目標未達成となった「北千里再開発事業への参画」について、指導・助言をきちんと記載していただきたい。

事務局：承知した。

委 員：大阪北摂霊園について、一般墓地の返還数が新規貸付数を上回る状況が続いているということだが、どのような理由からか。

部 局：大阪北摂霊園に限ったことではないが、墓離れが進んでおり返還数が増えている。

委 員：駐車場運営事業では、民間事業者との業務提携により価値を作りだしている。大阪北摂霊園でも民間の墓地霊園を開発されている事業者と連携するといったことは考えないのか。

部 局：現時点では検討に至っていないが、今後検討する余地はあると思う。

(3) (公財) 大阪府保健医療財団

事務局から、令和4年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

委 員：事業費の対前年度比 59,180 千円の増について、分析・評価欄に約 28,000 千円の増理由の記載はあるが、残りの約 31,000 千円の増理由についても教えていただきたい。

部 局：法人に確認する。

2. 令和4年度の経営評価の委員意見について

事務局から評価、指導助言の修正案等について説明

※委員からの質疑等は特になし。

3. 経営評価制度の課題について

事務局から、口頭にて説明

委 員：各法人の財務諸表を参考資料として提示いただいているが、貸借対照表と損益計算書のみで法人がある一方で、内訳書等の詳細資料も添付されている法人があるなど、法人毎に財務諸表の資料の内容にばらつきがある。可能な限り、財務諸表について、法人の情報量の統一をお願いしたい。

事務局：法人種別等により財務諸表の作成内容が各法人においてそれぞれ相違していることが考えられるが、可能な限り、情報量の統一を図り委員に提示させていただく。

委員：経営評価報告書の「3. 主要事業の概要」の事業規模や、事業計画及び事業実績は、経営評価を行うにあたり重要な指標であるので、様式に予実対比を追加いただきたい。

事務局：ご意見を踏まえ、次年度の経営評価に向けて様式の見直しを行う。